

社会福祉法人村上市社会福祉協議会
職員の私有車業務使用規程

平成21年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、村上市社会福祉協議会職員が私有車を業務のため旅行に使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 村上市社会福祉協議会職員就業規則第3条及び村上市社会福祉協議会臨時職員就業規則第4条に規定する職員をいう。
- (2) 私有車 職員が通常使用している道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。
- (3) 業務車 村上市社会福祉協議会及び村上市が所有する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。

(私有車の業務使用の範囲)

第3条 職員は、業務車を使用できない場合で、次の各号の一に該当するときは、会長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の承認を得て、私有車を業務のための旅行に使用することができる。

- (1) 一般の交通機関の運行状態が悪いとき
 - (2) 多量の書類、機器材及びその他の物品を運搬するとき
 - (3) 用務が早朝若しくは深夜にわたるため、又は用務先が多いため、一般の交通機関の利用が不便なとき
 - (4) その他緊急やむを得ない事情があるとき
- 2 前項の場合における私有車の使用区域は、県内とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず二輪車の使用区域は、市内とする。

(登 録)

第4条 業務のための旅行に私有車を使用とする職員は、あらかじめ私有車業務使用登録届出書（別記様式）により事務局長を経由し会長に登録の届出をして承認を得なければならない。登録後においてその登録内容に変更が生じたときも、また同様とする。

2 前項の届出にあたっては、次に掲げる要件を備えてなければならない。

- (1) 私有車について、自動車損害賠償責任保険のほかに、職員の運転が対象となる対人保険の賠償額が1億円以上でかつ対物保険の賠償額が5百万円以上の任意保険契約を締結していること

(私有車使用の手続)

第5条 前条の登録をした職員が、登録済の私有車を、業務のため旅行に使用しようとするときは、その旨を旅行命令簿に記載し、旅行命令権者に申出て許可を受けなければならない。

2 旅行命令権者は、次の各号一に該当するときは、使用の許可をしてはならない。

- (1) 使用しようとする私有車と同一車種の運転経験が、1年に満たない職員の市外旅行のとき
- (2) 職員が自動車又は原動機付自転車の運転により事故を起こし、罰金刑に処せられてから1月を経過しないとき

(私有車使用職員の責務等)

第6条 職員は、私有車を業務のための旅行に使用するにあたり、次の事項を守り安全の確保に努めなければならない。

- (1) 旅行命令権者の旅行命令及び法令の規定を遵守すること
- (2) 健康管理に留意し心身の状態がすぐれない時は運転を避けること
- (3) 整備不良による事故等の未然防止のため、私有車の整備点検に万全を期すこと

2 旅行命令権者は、前項各号に掲げる事項の職員への励行徹底を図るため、必要な指導監督に努めなければならない。

(交通事故の場合の措置)

第7条 職員が、私有車を業務のための旅行に使用することにより、交通事故の当事者となったときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項に規定する必要な措置等を講じるとともに、直ちに旅行命令権者に報告しなければならない。

2 旅行命令権者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査し別に定めるところにより会長に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第8条 職員が私有車を業務のための旅行に使用する許可を受け、使用した場合において、自己の故意又は重大な過失なくして交通事故によって相手方（搭乗者を含む。）の損害を賠償する責任が生じたときは次の各号に掲げる負担区分により損害を賠償する。

- (1) 職員

自動車損害賠償責任保険等によって支払われる保険等の金額を限度とする額

(2) 社会福祉協議会

損害賠償額から前項の保険等の金額を控除した額

- 2 職員が私有車を業務のための旅行に使用する許可を受け、使用した場合において、自己の故意又は重大な過失なくして当該私有車に関して損害を受け、その損害の賠償を受けることができず又はその損害の原因について責に任ずべきものが存在しないときは、社会福祉協議会がその損害を補償するものとする。

(旅費の支給)

第9条 職員が、この規程に基づき私有車を業務のための旅行に使用したときの経費については、村上市社会福祉協議会職員の給与等の支給に関する規則第16条の4に規定する車賃の支給をもって弁償する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の私有車業務使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月25日）

この規程は、平成25年11月25日から施行する。

附 則（平成28年11月29日）

この規程は、平成28年11月29日から施行する。

附 則（令和4年3月11日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。